

# 八王子市予防接種事故災害補償要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日改正

令和 5 年（2023 年）5 月 1 日改正

## （目 的）

第 1 条 この要綱は、八王子市(以下、「市」という。) が実施する予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による定期の予防接種又は同法第 6 条第 1 項による臨時の予防接種以外の予防接種（以下、「法定外の予防接種」という。）で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故（以下、「事故」という。）の災害補償について定める。

## （対象とする予防接種）

第 2 条 補償の対象とする予防接種は法定外の予防接種で、市が自らの行政措置として行う以下のいずれかに該当するものとする。ただし、昭和 54 年（1979 年）4 月 1 日以降の接種に限る。

- (1) 八王子市 B 型肝炎特別接種実施要綱に基づく接種
  - (2) 八王子市麻疹風疹混合特別接種実施要綱に基づく接種
  - (3) 八王子市先天性風疹症候群対策麻疹風疹混合特別接種実施要綱に基づく接種
  - (4) 八王子市医療行為による予防接種の免疫消失者に対する再接種実施要綱に基づく接種
  - (5) 八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱第 4 条に基づく接種
  - (6) 前各号に定める接種以外に市が自らの行政措置として実施するまたは実施した予防接種
- 2 八王子市予防接種費助成要綱に基づき他の市町村または他の市町村に所在する医療機関等で行う予防接種は、前項に定める市が自ら行う予防接種とみなす。
- 3 市が他の市町村より依頼等を受けて行う予防接種は、第 1 項に規定する自ら行う予防接種とはみなさない。

## （補償の対象）

第 3 条 この要綱により市が補償を行う者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定に基づく予防接種を受けたすべての者（以下、「補償対象者という。）」とする。

- 2 前項に規定する補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対し補償を行うものとする。

(補償の基準)

第4条 補償の基準は、事故を発見した日から180日以内に補償対象者が死亡若しくは予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)(以下、「施行令」という。)別表第2に定める障害(以下、「障害という。」)を被った場合とする。

2 補償対象者が障害を被った場合において、事故を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(補償金の額)

第5条 補償金の額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 死亡補償金を支給する場合 45,300,000円

(2) 障害補償金を支給する場合

ア 施行令別表第2の障害等級1級の場合 45,300,000円

イ 施行令別表第2の障害等級2級の場合 30,164,000円

ウ 施行令別表第2の障害等級3級の場合 23,027,000円

2 同一の事故に関する補償金の支給は前項第1号または第2号のいずれかの規定によるものとする。ただし、別の事故に関する補償金の支給はこの限りではない。

3 第1項第2号に規定する障害補償金の支給は、同一の事故においては1回限りとする。

(補償の申請)

第6条 補償対象者が補償を受けようとするときは、予防接種事故災害補償申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があるときは前項の申請書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(申請の認定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その申請の原因となる事故について本要綱の補償の対象であるかの認定及び障害の程度の認定(第5条第1項第2号の申請に限る。)その他必要な調査を行い、認定を行うものとする。

2 市長は前項の認定を行うに当たっては、関係行政機関職員、八王子市医師会関係者、当該接種を実施した医師等から発生した事故等について、その原因及び責任の所在並びに障害の程度等の諸措置の内容について意見を聴取するものとする。

3 第1項の規定により補償を行うことを認めたときは、予防接種事故災害補償決定通知書(様式

第2号)により、その旨を補償対象者に通知する。

- 4 補償を行わないときは予防接種事故災害補償決定通知書(様式第2号)により、その旨を補償対象者に通知する。

(補償金の請求)

- 第8条 前条第3項の決定通知を受けた補償対象者は、予防接種事故災害補償金交付請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(補償金の交付)

- 第9条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに補償金を交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

- 第10条 この要綱による補償をうける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補償金の返還)

- 第11条 偽りその他不正の手段によって、この要綱による補償を受けた場合は、当該補償を受けた額の全額又は一部を返還させることができる。

(損害賠償の免責)

- 第12条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、価額の限度において民法(明治29年法律第89号)または国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

- 第13条 この要綱に定めていない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

(補則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年（2020 年）9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年（2021 年）2 月 17 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年（2023 年）5 月 1 日改正）

1 この要綱は、令和 5 年（2023 年）5 月 1 日から施行する。

2 本要綱第 5 条の補償額は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降に発見された事故から適用するものとし、令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前に発見された事故については、改正前の補償額を適用するものとする。